

ドローンに関する セキュリティリスクへの対応について

令和2年9月14日

内閣官房

ドローンに関するセキュリティリスクへの対応について

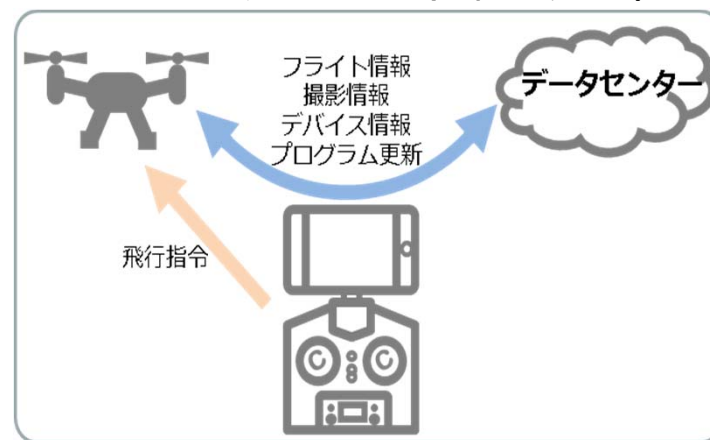
1. 背景

- ドローンの中には、スマートフォン等を介し外部データセンターとの飛行・撮影情報のやり取りや、プログラム更新を行う機種が存在。また、一般的に無線回線で機体を制御。



- ユーザーが意図しないプログラム更新や飛行・撮影情報の外部漏洩、他人による機体制御乗っ取り等のリスクが指摘されている。

ドローンの運用システム（コネクテッド型）



2. 対応（案）

以下の業務に用いられるドローンについては、来年度以降その新規調達に当たり、サプライチェーンリスクの少ない製品を採用すべく、「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（令和2年6月30日一部改正）」と同様の措置を講ずることとし、セキュリティ上のリスク及びユースケースに係る評価等について総合的に判断するため、必要に応じて内閣官房により助言を行うものとする。

（1）撮影データや飛行記録の窃取により、活動内容が推測され、公共の安全と秩序維持に関する業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある業務

- ① 我が国の防衛、② 領土・領海保全、③ 犯罪捜査・警備 等

（2）撮影データの窃取により、公共の安全と秩序維持等に支障が生じるおそれがある業務

- ① 重要インフラの脆弱性に関する情報を収集する業務（点検等）
- ② その他機密性の高い情報を取り扱う業務（詳細な3D地図の作成のための測量業務）

（3）ドローンの適時適切な飛行が妨げられることで、人命に直結する業務遂行に支障が生じるおそれがある業務

- ・救難、救命等の緊急対応業務 等

なお、上記措置に加え、各省庁等においては、以下のドローンについて情報流出防止策を講ずる。

- ① 現在保有しているドローンのうち、上記（1）～（3）に使用しているもの（速やかな置き換えを進めることを前提とする）。
- ② 上記（1）～（3）以外の業務に使用するドローンのうち、取り扱う情報の機微性が高いもの。
- ③ 業務委託した民間企業等が使用するドローンであって、①又は②に該当するもの。